第明三治二十種五郵年便三月物三十認一可日

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

# 目次

〔官庁報告〕

官庁事項
卸売市場整備基本方針の公表について
（農林水産省）　一

〔公告〕

諸事項
**裁判所**
破産、免責、再生関係　六
**特殊法人等**
独立行政法人産業技術総合研究所
特定計量器型式承認、独立行政法人農林水産消費安全技術センター平成二十一事業年度財務諸表関係　七
**地方公共団体**
旅行業者営業保証金の配当実施関係　六〇
**会社その他**
**会社決算公告**

# 官庁報告

## 官庁事項

### 卸売市場整備基本方針の公表について

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第４条第１項の規定に基づき、平成27年度を目標年度とする卸売市場整備基本方針を平成22年10月26日に定めたので、同条第５項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 11 月 11 日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

卸売市場整備基本方針

第１　基本的な考え方

卸売市場については、我が国の生鮮食料品等の流通の基幹的インフラとして、生鮮食料品等の円滑かつ安定的な流通を確保する観点から、これまで中央・地方を通ずる流通網の整備が図られ、全国的な配置が進展したところである。

こうした中で、卸売市場をめぐっては、少子高齢化等による社会構造の変化、農水産物の生産構造の脆弱化、食料消費・小売形態の変化や消費者ニーズの多様化、食の安全や環境問題をはじめとする社会的要請の高まり等の情勢変化が見られるとともに、卸売市場においては、卸売市場経由率の低下や取扱数量の減少等の状況にあり、卸売業者及び仲卸業者の経営は非常に厳しいものとなっている。

また、生産者及び実需者からは、卸売市場におけるコールドチェーンシステム（流通過程で低温を保つ物流方式）の確立、加工処理機能の強化、安定的な取引の確保等に対する要請が高まっているほか、中央卸売市場について取扱規模が二極化している状況を踏まえ、規模の大きな卸売市場と中小の卸売市場との間で機能・役割分担を行い、効率的な流通ネットワークを構築することが求められている。

さらに、卸売市場がこうした情勢変化に的確に対応し、その機能を十全に発揮していくためには、卸売市場の位置付けや役割、機能強化の方向、市場施設の整備や運営のあり方等卸売市場の将来方向を検討し、実行に移す体制の構築が必要となっている。

以上のような情勢を踏まえ、今後の卸売市場については、

①　コールドチェーンシステムの確立をはじめとした生産者及び実需者のニーズへの的確な対応
②　公正かつ効率的な取引の確保
③　食の安全や環境問題等の社会的要請への適切な対応
④　卸売市場間の機能・役割分担の明確化による効率的な流通の確保
⑤　卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
⑥　経営戦略的な視点を持った市場運営の確保

を基本とし、その整備及び運営を行う。

第２　卸売市場の適正な配置の目標

卸売市場の配置については、生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編にも配慮しつつ、別記１の市場流通量の見通し及び今後の都市人口の動向、生産者及び実需者のニーズの質的な変化、輸送条件の変化、情報化の進展等の経済情勢に対応し、また、開設者の財政事情を勘案し、市場機能の円滑な発揮と更なる機能強化が図られるよう、次の事項に留意して行う。

１　中央卸売市場

⑴　中央卸売市場については、既設の中央卸売市場の開設者（当該開設者から当該中央卸売市場の施設の権原を取得して中央卸売市場を開設しようとする地方公共団体を含む。）が、他の卸売市場に係る取扱品目の部類を承継する場合を除き、新設は行わないこと。